

野田市難病患者援助金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第76号

野田市難病患者援助金支給要綱の一部を改正する告示

野田市難病患者援助金支給要綱（昭和54年野田市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（受給資格者）

第3条 援助金の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する難病患者又は市長が必要があると認める者とする。

- (1) 難病患者が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 難病患者が次のいずれかに該当すること。
 - ア 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定に係る者であること。
 - イ 児童福祉法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定に係る者であること。
 - ウ 県要綱第8の1の規定による給付の決定に係る者であること。
 - エ 人工透析を必要とする慢性腎不全、ネフローゼ症候群又は突発性難聴により、医師による治療を受けている者であること。

（援助金の額）

第4条 援助金の額は、毎年度、難病患者1人につき36,000円とする。ただし、年度の途中において前条に規定する要件を満たした場合にあっては、当該年度における援助金の額は、当該要件を満たした日が属する月から年度末までの月数に3,000円を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市難病患者援助金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定による援助金の支給の決定を受けた者については、この告示による改正後の野田市難病患者援助金支給要綱第3条の規定は適用せず、旧要綱第3条の規定は、なおその効力を有する。